

昭和40年度平城宮出土の木簡

平城宮跡発掘調査部

昭和40年度の平城宮跡発掘調査は、第25次から第32次までの各地域で行ない、それぞれ第25次1点、第27次4点、第28次79点、第32次619点、合計703点の木簡を検出した。これに前年度までのものを加えると、平城宮木簡は総計4562点となる。以下には、第27・28・32次調査から出土した主な木簡について概要を報告する。

第27次調査は、第一次内裏と想定した地域での土壌SK3730から物品付札「角侯」を含む4点の木簡を発見した。ほかの3点はいずれも判読できないものである。

第28次調査は、第一次内裏と想定した地域の西側にあたるところである。この地域の南北溝SD3825からは養老、天平の紀年銘をもつた貢進付札を含む79点の木簡を発見した。(表)「左衛士府□」(裏)「宜相替国□」は左衛士府から出された命令であろう。これと因連して「大志」という衛府の第四等官を示す木簡もある。貢進付札としては、「参河国播豆郡桥嶋海部供奉^(去カ)天平十八年十一月料御賛佐米臍六斤」(別筆)



第1図

がある。(第1図)これは参河国桥嶋(現在佐久島)から貢進された佐米の乾魚に付したものである。これを、第13次調査のSK820土壌から30点余り一括して出土した参河国篠島・桥島のものと比較してみると、SK820土壌出土のものにはほとんど紀年銘がなく、また漁獲期と一致して五、六、七、八月に集中した月料となつていて、ところが、これは漁獲期からはずれるのか十一月料となり、しかも臍という加工品の乾魚である点は注目してよい。なお、貢進地不明の堅魚に付した木簡で、「養老七年九月」という紀年銘をもつものがある。

第32次発掘調査は宮城東南隅と二条大路、東一坊大路の交わる地域で行なった。この地域から出土した木簡は総数619点で、その出土個所は宮城南面の外堀SD1250、南北溝SD3410、宮城東面外堀SD4090、東一坊大路の東側溝SD3911などである。これら大部のものはSD1250、SD3410、SD4090に集中して発見された。南に低く傾斜をなしたSD3410の流れはSD1250に注ぎ、流れてSD4090に流れ

込み、東一坊大路の西側溝を流れる。これら3条の溝のうち木簡が集中していた個所は溝の合流点やS(D)4090に架せられたS(D)4020の地点で、水が淀んだり、また木製品を含む有機物の堆積が比較的多くみられたところである。水の流れる行程を考えるならば、合流点や橋桁などの個所で発見された木簡が内容的に類似しているのは当然のことといわねばならない。以下、これらを一括して述べることとする。

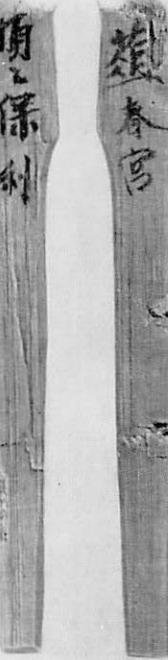
さて、この地域から出土した木簡について、内容的な特徴をあげてみると、(1)近衛、衛士、火頭の名前がみられる衛府に関する文書があること、つぎに、(2)鍛冶関係の官衛、工房でとり交わされたと考えられる文書があること、これはフイゴや金属製品などの出土遺物の状況とも一致する事実である。このほか、(3)前述の文書類には属さない請求、支給文書や付札があること、の三点にまとめられる。これらの木簡の時期については、紀年銘として貢進付札の「宝亀五年」および文書風木簡の「宝亀六年」があること、また、近衛と記載されたものがあるので当然近衛府が設置された天平神護元年以後のものであることなどから奈良時代末期のものと言える。

ついて述べよう。

(表)「間食一升 純治相作料」(裏)「廿日大市」

」(第3図)

これは はげしい労働に従事する鍛冶関係者に間食を支給したものである。また、



第3図

(表)「二升 主工署四升」(裏)「口月廿五日」

と記載されたものがあるが、これはおそらく主工署の食料に關係した文書と考えられる。主工署は春宮坊の被管で木工を構作したり、銅鉄などの雜作をつかさどる官司である。前の純治相作料の間食といふ、主工署といふいずれも鍛冶関係者の食料に關したものと考へることができる。また、出土遺物としてフイゴの破片、金屬製品、「主工」と記された墨書き土器の破片などがあることを考へあわせるなら、鍛冶関係の官衙か工房が附近にあつたことが推測されるのである。しかし、

木簡の発見個所が溝である点からすると、直ちに発掘地域内に狹く限定して鍛冶関係の官衙ないし工房を求めるることは危険である。前述の東面内掘 S D3410から S D1250へ流れて東面外掘に注ぐという流路を考えて、これらの溝の周辺の地域に広範囲に求めるのが妥当である。

こゝには富門の警衛、その他の雜役にしたがつた衛士・火頭の名がみえる。これは、葛木、津守のもとに配属された衛士・火頭の五名からなる集団をあらわしており、實際の勤務の割り振りと考えられる。額田部府には合点がつけられているので、あるいは上番の有無をも記載しているのであらうか。また衛府とは直接關係があるかどうか不明であるが、「夕尾張根長」とあつて上日(夜勤)を記し、これに合点をつけたものもある。このほかには(表)「進送從料三斗一升二合」□日飯六升充(裏)「少尉殿料 六月廿八日口口」として食料を支給した文書がある。なお、土師器に習書で位階といつしょに「近衛大将」と墨書したものが発見されている。

つぎに、(2)鍛冶関係の官衙、工房の存在を推定させる内容の木簡に

平城宮出土の木簡



第4図



第5図

このほか、(3)文書風木簡について述べよう。

(表)「拔柱九枝見役十一人

未到若麻綱

」

(裏)「

六月廿三日広井常石

白鷹カ
乙麻呂

これは、木筒の表裏に習書がみられるが、意味するところは柱を抜き取るため実役に駆使した十一人と未到で実際の労働に従事しなかつた者を書きあげた報告である。請求・支給文書としてはつぎのものをあげることができる。

「人給所請 鮎肆拾隻 海藻湯料 四月十五日巨勢マ諸成」

これは人々に給う料（人給）として鮎四十隻を請求したものである。

(表)「□□□宿_{〔侍番人カ〕}三人 未選水宿補官継

物部忍人

(裏)「廿七屯人別九屯

十月九二日永宮継

これは未選の宿侍（宿衛）の舎人水官継らの3人分の綿27屯を水官継自身が請求したものである。また、文書の内容はわからないが、(表)「七月料要劇錢五貫五百」(裏)「後府」という記載をもつ断簡がある。要劇錢は養老三年以後、劇官をえらんで要劇料を錢で支給する建前となつていたが、支給例としては正倉院文書に4例あるにすぎない。

康宗 在上藏

第6図

申然而已身者令間天地乃

第7図

ので貴重な史料といえる。たゞ断片であるので全体の意は不明であるが、要劇料が月単位に錢で支給されていたことは確かである。また、前に主工署についてはふれたが、同じ春宮坊の被管である主漿署の請求文書がある。(表)「主漿署 請□」(裏)「□_{〔所カ〕}請如件」。主漿署とは餼粥

、漿水、菓子の類を掌る官司である。さらに物品付札(表)「須々保利」(裏)「蓮春宮」に春宮の名がみられ、また、造東大寺司の官人を召喚したと考えられるものもある。

このほか注目すべきものに宣命体で書かれた木筒が2点ある。

「訴苦在□逃□夜壺時卒不怠而大尔愈訴□

而上下乃諸々尊人及小子等至流麻諸々乃

「天地乃慈□」

「□申然而己身者今聞天地乃慈悲□」(第7図)

これらはいずれも国文学の資料として貴重なものと思われる。

最後に、貢進付札と考えられるものは出土点数が以外に少ない。その中で、宝亀五年の紀年銘をもつ紀伊国日高郡から貢進された調鹽に付けられたものがある。また、(表)「□廣岡郷庸米五斗」(裏)「部酒人」にみえる庸米は木筒では初めてのものである。この廣岡郷は和名録では播磨・美作・武藏にみえるが、このうち延喜式で規定された庸米輸納國は播磨・美作両国に限られる。

(横田 拓実)